

## 検討事項及び今後の進め方（案）

## 1. 検討事項

## (1) 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針の在り方

## 特定適格消費者団体の認定

- ア 活動実績（第 65 条第 4 項第 1 号関係）
- イ 体制及び業務規程（第 65 条第 4 項第 2 号関係）
- ウ 理事及び理事会（第 65 条第 4 項第 3 号、第 77 条関係）
- エ 被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（第 65 条第 4 項第 4 号関係）
- オ 経理的基礎（第 65 条第 4 項第 5 号関係）
- カ 報酬及び費用の基準（第 65 条第 4 項第 6 号関係）
- キ 被害回復関係業務以外の業務（第 65 条第 4 項第 7 号及び第 88 条、消費者契約法第 29 条第 1 項関係）
- ク 業務規程の記載事項（第 65 条第 5 項関係）
  - 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（第 69 条第 2 項、第 71 条第 3 項及び第 72 条第 3 項関係）
- 被害回復関係業務等
- ア 特定適格消費者団体の責務（第 75 条関係）
- イ 他の特定適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告（第 78 条関係）
- ウ 個人情報取扱い（第 79 条関係）
- エ 秘密保持義務（第 80 条関係）
- オ 情報の提供（第 82 条関係）
- カ 財産上の利益の受領の禁止等（第 83 条関係）
- キ 区分経理（第 84 条関係）
- 監督
- ア 帳簿書類（消費者契約法第 30 条関係）
- イ 財務諸表等（消費者契約法第 31 条第 1 項及び第 5 項関係）
- ウ 調査（第 88 条、消費者契約法第 31 条第 2 項関係）
- エ 不利益処分等（第 85 条、第 86 条及び第 88 条、消費者契約法第 32 条関係）
- オ 手続を継ぐべき特定適格消費者団体の指定等（第 87 条関係）
- 通知及び公告
- ア 簡易確定手続申立団体による通知（第 25 条関係）
- イ 簡易確定手続申立団体による公告等（第 26 条関係）

## (2) 第 27 条に規定する相手方による公表の在り方

## 相手方による公表（第 27 条関係）

## 2. 今後の進め方（案）

日程	検討事項等
平成 26 年 5 月 9 日（金） 10：00～12：00	・検討事項及び検討会の今後の進め方
平成 26 年 6 月	・（1）ア 特定適格消費者団体の責務
平成 26 年 7 月	・（1） 特定適格消費者団体の認定 （カ 報酬及び費用の基準を除く）
平成 26 年 8 月	・（1） 特定適格消費者団体の認定 （カ 報酬及び費用の基準を除く）
平成 26 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（1） 通知及び公告</li> <li>・その他（（1）特定適格消費者団体の認定のうち下記の事項を除く） <ul style="list-style-type: none"> <li>（ 特定適格消費者団体の認定（ア～オ、キ及びク）</li> <li>ア 特定適格消費者団体の責務</li> <li>通知及び公告</li> </ul> </li> <li>・（2） 第 27 条に規定する相手方による公表の在り方</li> </ul>
平成 26 年 9 月	・（1）カ 報酬及び費用の基準
平成 26 年 10 月	・予備日
平成 26 年 11 月	・ヒアリング
平成 26 年 12 月	・取りまとめ
平成 27 年 1 月	・取りまとめ